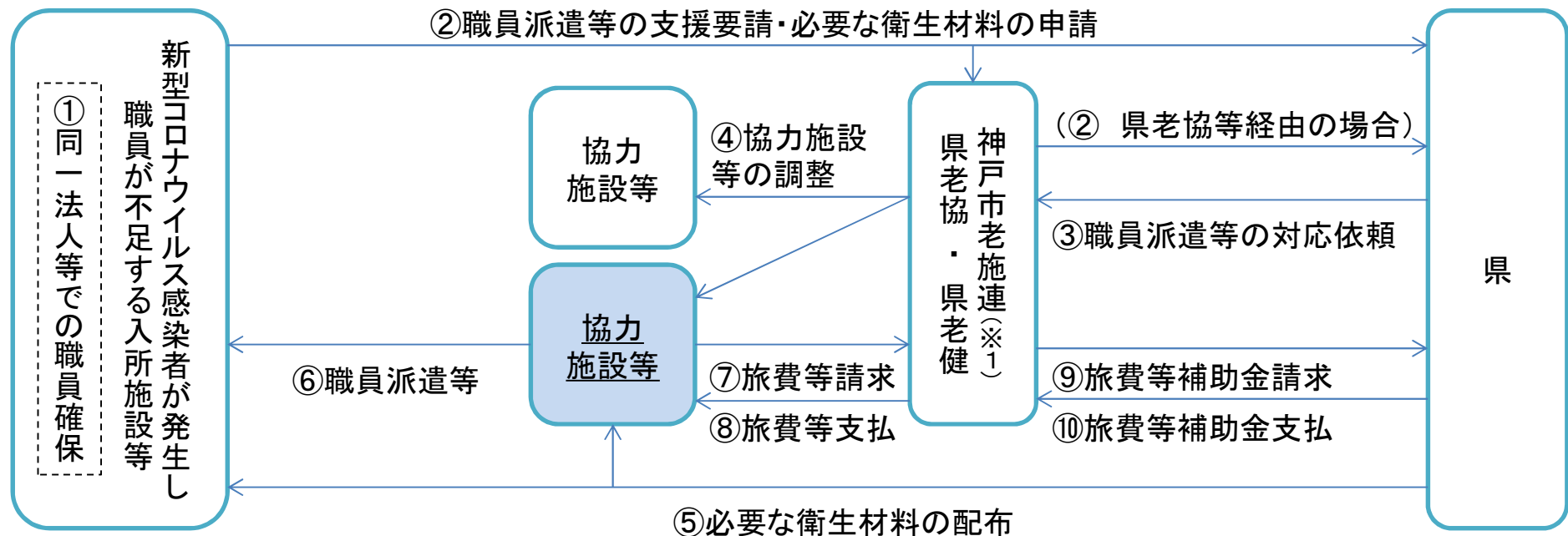


1 施設における介護職員等の派遣協力調整フロー(イメージ)

- 入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する施設等は県に対して職員派遣等の支援を依頼(県老協等経由も可)。
- 県は、当該施設等の種別に応じて、県老人福祉事業協会(特養・養護・軽費)、県介護老人保健施設協会(老健)、その他の協力施設等に職員派遣等の対応を依頼する。

協力フロー(イメージ)



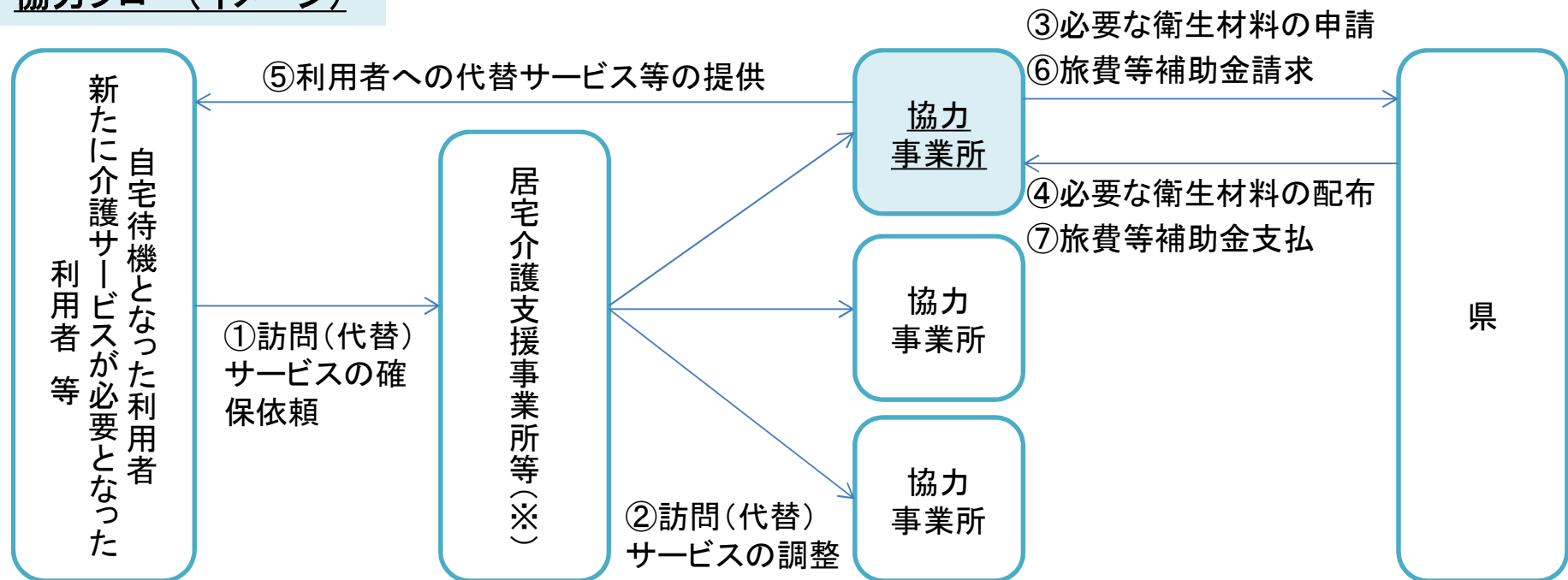
※1 県老協等を通じて協力施設等からの職員派遣等を調整する場合。県が直接県老協等の未加盟団体に支援を依頼することもあり得る。

※2 衛生資材は感染者が発生した入所施設等のものを使用することを優先し、足りない場合に県が必要な衛生資材を配布する。

2 在宅におけるサービス提供に関する協力調整フロー(イメージ)

- 自宅待機となった利用者や新たに介護サービスが必要となった利用者に係る居宅介護支援事業所等は、当該利用者が訪問(代替)サービス等を必要とする場合には、あらかじめ提供された協力事業所のリストを参考にしながら、代替サービスを提供する事業所等を調整する。
- 県は、代替サービスの提供等を行うこととなった協力事業所に対し、その申請に応じて必要な衛生材料の配布等を行う。

協力フロー(イメージ)



※要介護認定を受けていない方が新たに介護サービスを必要とする場合、地域包括支援センターの介護支援専門員が協力事業所を調整することがあります。